

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆2011年10月3日☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆！！九段会計通信！！☆☆☆☆☆☆☆☆

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆http://www.kudan-tax.jp/☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

◇九段会計通信 Vol.29のコンテンツ◇

- こんなときどうなる？身近な税務トピック
 - ・ゴルファー保険の課税関係編
- 不正を防止するためには！？
- 社会保険料率が変わります
- 温故知新なく九段的ヒトコト>
- 中期経営計画セミナー開催中です！
- 編集後記



シ ■こんなときどうなる？身近な税務トピック

ゴルファー保険の課税関係編

僭越ながら、9月9日を勝手に「九段の日」と命名し、
弊所顧問先様を中心にゴルフコンペを
毎年開催させていただいております。
ご参加いただいております顧問先様には、
社員一同感謝の気持ちでいっぱいでございます。
本当にありがとうございます。

さて、今月の税務トピックはゴルフをやられる方には
馴染みの深い保険、ゴルファー保険についてです。
この保険の補償内容は主に下記のとおりです。

- (1) 第三者に対する損害賠償責任
- (2) ゴルファー自身の傷害
- (3) ゴルフ用品の損害
- (4) ホールインワン・アルバトロス費用

ゴルフをやられない方には、
(4)の内容がわからないかと思います。
これは、1打でカップに入れるなどの通常不可能な
スーパープレーを達成したときに、
打った本人が周りの人到大盤振る舞いをするという、
ゴルフ独自の慣習を補填するためのものです。

本題に入りますが、ゴルファー保険で入ってくる保険金の

課税関係はどのようになるのでしょうか。例を使ってご説明します。
例えば、ゴルフコンペにおいてホールインワンを達成し、
保険金100万円を受け取り、祝賀会及び贈呈記念品費用として、
受取金額を超える金額を支払済みだったとします。

この場合の課税関係ですが、所得税法上の規定で、
「損害保険契約に基づき支払を受ける保険金」のうち
「心身に加えられた損害又は突発的な事故により
資産に加えられた損害に起因して取得するもの」
は非課税所得とされています。

そのため、(1)(2)(3)は非課税所得に該当すると認められますが、
(4)は所得税の一時所得として、次のとおり計算することになります。

仮に、支払保険料のうち(4)に対応する保険料が5,000円とした場合、
 $(1,000,000円 - 5,000円) \div 2 = 497,500円$ (特別控除額) = 497,500円
が一時所得の金額となり、
その2分の1の248,750円が他の所得と合算して課税されます。

ここで、配った記念品の費用や祝賀会の開催費用は
税金の計算上受け取った保険金から控除できないのか？
という疑問が生じますが、
収入から控除できる金額は、その収入を生じた行為をするため、
又はその収入を生じた原因の発生に伴い
直接要した金額に限られるため、
今回の場合、支払った保険料しか控除することが
できませんので、ご注意下さい。

その他、ご質問やご不明な点がございましたら、
お気軽に弊所までご連絡いただければ幸いです。

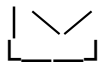
メールマガジン編集担当 沼辺 勇樹

 〆不正を防止するためには！？

会社がある程度大きくなると、経理担当者を採用したり、
社長の目が行きとどかなくなったりします。
そうすると、不正の可能性が高くなるので、
未然に防ぐ仕組みをつくるのが大切になります。

社長様と一緒に私たちも
会社の事業内容に応じた工夫を考えていきたいと思います！

「――」 〆社会保険料率が変わります

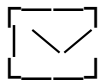


平成16年の法律改正により、平成29年9月まで
毎年社会保険料率が改定されることが決定しております。
そのため、平成23年9月分(10月納付分)から、
厚生年金保険料率が上昇します。

旧 16.058% → 新 16.412%
※坑内員、船員除く

従業員の方からの社会保険料源泉徴収額も
増加致します。
例えば給料月額30万円の方は月々530円ずつ、
会社負担と従業員負担額が増加致します。

加入されている事業主様はご注意ください。



≧■温故知新なく九段的ヒトコト>

もし飛べないなら、走りなさい。
走れないなら、歩きなさい。
歩けないなら、這っていきなさい。

-マーティン・ルーサー・キング・Jr(牧師)

できない事ではなく、今できる事を考える。
壁があっても、方法を変えれば、また挑戦できる。
目標を達成する手段は一つではないのです。
「I have a dream」で有名で、
小さい頃から差別と戦ってきたキング牧師は、
困難にぶつかった時もそれに屈せずに、
「這ってでも」前進していったのでしょう。

メールマガジン編集担当 新井 良平



≧■中期経営計画セミナー開催中です！

只今、九段会計事務所では
中期(5ヵ年)経営計画立案セミナーを開催中です！
九段会計事務所の所員、小林・新井が社長様に
丸一日密着し、御社の中期経営計画書の策定をお手伝いします！

●経営計画を立てる事により、

企業の進むべき道筋が明確になり、
社員の方々全員とビジョンを共有でき、
全社員一丸となって目標に向かって進む事が出来ます！

「今まで中々、経営計画までは手が回ってないな・・・」
「経営計画を立てようとは思っているけど・・・」
とお考えになられている経営者様は各担当者もしくは
担当小林まで是非ご連絡をいただければと思います！

経営計画担当 小林・新井



先日、歯科医院の勉強会に参加させていただきました。
そこで、熊本の、有名な先生の奥様が、先生の思いなどを発表して下さいました。
そこで、ハッと気付かされた言葉が、

「想いは手法の上流にあり」
・・・ただし、手法なき想いは無力である

という言葉です。
どんなに話すスキルがあっても、想いが無ければ伝わらない。
また、想いがあってもそれを伝えなければ伝わらない。
当たり前のことのはずなのに、
いつの間にかできなかったり、
できていないことに気づかされました。

先生は、患者さんにどういう想いで接しているかを冊子にして、
患者さんにきちんと伝えているそうです。
私も見せていただきましたが、
しっかりと歯科医としての想いが書かれてありました。
熊本まで行こうかな、と思わず思ってしまうほどです。

スタッフも少しずつ増えてきて、
自分にとっての当たり前が相手にとっても
当たり前とは限らないことに気づかされました。
しっかり自分の想いを伝えて、
皆で成長していければと思います。

メールマガジン編集責任者 矢合 真弓

☆広告

★ツイッターにてつぶやき中！
フォローミー！@kudan-kaikai(フォロー返します☆)

★FaceBook始めました！
「税理士法人 九段会計事務所」で検索宜しくお願い致します！
「いいね！」ボタン押して下さい★

★募集！
現在九段会計では季節毎に季刊誌を発行しております。
その中でお客様を紹介するページを設けました。
御協力頂ける方・アピールしたい事がある方、
是非御一報下さい！所員が「インタビュー＆写真撮影」に伺います！！

★「正しい経営を推進する」新しいサービス「MAS(マス)」。
次世代の会計事務所として新たな事業を始めていきます。
詳しくは所員までお尋ね下さい。

いつも九段会計事務所をご愛顧頂き誠にありがとうございます。

このメルマガは弊所顧問先様のほか、名刺交換させていただいた方も
対象に送りしております。
配信停止をご希望の方は、お手数ですが、下記までご連絡下さい。
info@kudan-tax.jp

★☆☆☆☆☆☆☆☆九段会計事務所☆☆☆☆☆☆☆☆
密着革命！！

〒102-0073
東京都千代田区九段北4-1-1
九段一口坂ビル6F
TEL 03-3222-5271
FAX 03-3222-5270
URL <http://www.kudan-tax.jp/>
mail info@kudan-tax.jp

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
<>